

板倉町特定事業主行動計画（後期計画）

板倉町長
板倉町議会議長
板倉町選挙管理委員会
板倉町監査委員
板倉町公平委員会
板倉町農業委員会
板倉町教育委員会

I 総論

1 目的

我が国における急速な少子化が進んでいるため、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を目的に、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

これを受け、本町においても「板倉町職員の次世代育成行動計画」を策定し、次世代育成支援の推進に取り組んで参りました。前期行動計画の達成状況を踏まえ、職員が仕事と子育ての両立を可能とするような職場環境の整備を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策計画的かつ着実に推進するため、後期行動計画を策定いたします。

2 計画期間

平成22年度から平成26年度までの5年間

3 計画の推進体制

- (1)次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を行う。
- (2)仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供等を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置を行う。
- (3)啓発資料の作成・配付、研修・講習の実施等により、行動計画の内容の周知徹底を図る。
- (4)本計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の見直し等を行った場合は、公表する。

II 行動計画の具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1)妊娠中及び出産後における配慮

- ①母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇の制度について周知徹底を図る。
- ②出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。
- ③妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- ④妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、原則として超過勤務を命じないこととする。

(2)子どもの出生時における父親の取得推進

- ①子どもの出生時における父親の特別休暇及び男性の育児参加のための特別休暇の取得促進について周知徹底を図る。

(3)育児休業等を取得しやすい環境の整備等

以下の取組を通じて、育児休業等の取得率（子どもが生まれる前後の連続5日以上男性職員の育児参加のための休暇の取得率含む）男性100%、女性100%とします。

また、この目標達成年度は平成26年度とします。

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ①育児休業等に関する資料を各部局に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。
- ②妊娠を申し出た職員に対しては、その都度個別に育児休業等の制度・手続きについて説明を行う。

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ①育児休業取得の申し出があった場合、当該所属内において業務分担の見直しを行う。
- ②課長会議等の場において、育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ①育児休業中の職員に対して、必要な情報提供を行う。
- ②復職時における所属内でのOJT研修をとおり、円滑な職場復帰を目指す。

エ 育児休業に伴う任期付採用制度の活用

- ①所属内の人事配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、任期付職員採用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。

オ 育児等を行う職員への早出遅出勤務の適用

- ①育児又は介護を行う職員の福祉の増進、公務能率向上のため、当該職員に早出遅出勤務を適用する。

(4)時間外勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限制度の周知を図る。

イ 事務の簡素合理化の推進

ウ 時間外勤務の縮減のための啓発等

- ①各所属ごとの時間外勤務の状況を職員担当係で把握し、時間外勤務の多い所属長からヒアリングを行った上で、注意突起を行う。
- ②職員担当係は、各所属の時間外勤務の状況及び時間外勤務の特に多い職員の状況を把握して所属長に報告し、所属長の時間外勤務に関する認識の徹底を図る。

(5)休暇取得の促進

以下の取組を通じて、職員1人当たりの年次有給休暇の取得率の目標を12日以上とします。また、この目標達成年度は平成26年度とします。

ア 年次有給休暇の取得の促進

- ①職員が年次有給休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図る。
- ②課長会議等で担当部署から年次有給休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を図る。
- ③管理者に対して、部下の年次有給休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次有給休暇の取得を指導させる。
- ④職員担当係による年次有給休暇取得状況の確認を行い、取得率が低い所属の管理職からヒアリングを行った上で、注意喚起を行う。
- ⑤各所属の業務計画を策定・周知することにより、職員の計画的な年次有給休暇の取得促進を図る。

イ 連続休暇等の取得促進

- ①子どもの予防接種日や健診のための年次有給休暇の取得促進を図る。
- ②入学(園)式、卒業(園)式、授業参観、学芸会、運動会等の学校行事やPTA活動に参加するための年次休暇の取得促進を図る。
- ③国民の祝日や夏季休暇と合わせた年次有給休暇の取得促進を図る。
- ④勤続10周年等の節目に、年次休暇を利用した1週間以上のメモリアル休暇の取得促進を図る。
- ⑤年1回、年次有給休暇を利用した1週間のリフレッシュ休暇の取得促進を図る。
- ⑥職員や家族の誕生日、結婚記念日等の家族に記念日における年次有給休暇の取得促進を図る。
- ⑦ゴールデンウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。

ウ 子どもの看護を行うための特別休暇の取得の促進

- ①子どもの看護休暇の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気醸成を図る。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

- ①子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

- ①子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。
- ②子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止等への職員の積極的な参加を支援する。